

職員の給与・定員の公表

問合せ（給与に関すること）政策総務課 ☎991-1896
（定員に関すること）行財政課 ☎991-1872

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、松伏町人事行政の運営等の状況を公表します。詳しい内容については、町ホームページ及び役場本庁舎1階町政情報コーナーにてご覧いただけます。

●職員給与費の状況

（一般会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
7年度	181人	715,040千円	138,521千円	310,811千円	1,164,372千円	6,433千円

※町長、副町長、教育長、派遣職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。※職員手当は児童手当及び退職手当を除く。

●職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
一般行政職	44歳10か月	344,842円	423,451円	

●職員の初任給の状況

（令和8年4月1日現在）

区分		松伏町	国
一般行政職	大学卒	237,600円	232,000円
	高校卒	206,700円	200,300円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和8年4月1日現在）

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
7年～10年	276,575円	－ 円
10年～15年	291,275円	－ 円
15年～20年	341,905円	－ 円

●部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

区分		職員数		対前年 増減数
		令和7年	令和8年	
一般行政門部	議会総務企画	3	3	△1
	税務民生	44	44	
	民生衛生	21	21	
	衛生民生	40	40	
	農林水産	18	17	
	農林水産	7	7	
	商工土木	3	3	
特別行政門部	小計	20	20	△1(0)
	教育	156(0)	155(0)	
	小計	26	26	
公営企業等会計門部	下水道その他	26(0)	26(0)	(0)
	下水道	3	3	
	その他	11	11	
小計		14(0)	14(0)	(0)

※①職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

②（ ）内は、暫定再任用短時間勤務職員の人数で、上段の人数に含まれていません。

●特別職の報酬等の状況

（令和8年4月1日現在）

区分	月額	期末手当
町長	734,000円	令和7年度 支給割合 4.65月分
副町長	621,000円	
教育長	581,000円	
議長	312,000円	
副議長	255,000円	
委員長	241,000円	
議員	235,000円	

●定員適正化計画について 今後も限られた予算の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、適切な定員管理と簡素で効率的な行政運営が求められることから、令和5年3月に、令和5年度から5年間を計画期間とする「定員適正化計画」を策定しました。

この計画に基づき、適正な定員管理に努めています。

越谷市斎場の使用料改定について



問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

昨今の物価高騰や施設の維持管理経費の上昇並びに施設・設備の老朽化、更新等による大規模修繕が見込まれます。これらの要因による管理経費増加のため、令和9年4月1日から使用料を改定します。

改定の内容は、10月30日（金）13:00以降に越谷市ホームページ参照。

スマホ町役場(町公式LINE)から住民票が請求できるようになりました



問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

詳細は町ホームページ参照。

お届け方法

申請者の住民票上の登録住所へ郵送（郵送料はお客様負担）。

必要なもの

①スマートフォン②マイナンバーカード（署名用電子証明書搭載のもの）③クレジットカードまたはPayPay